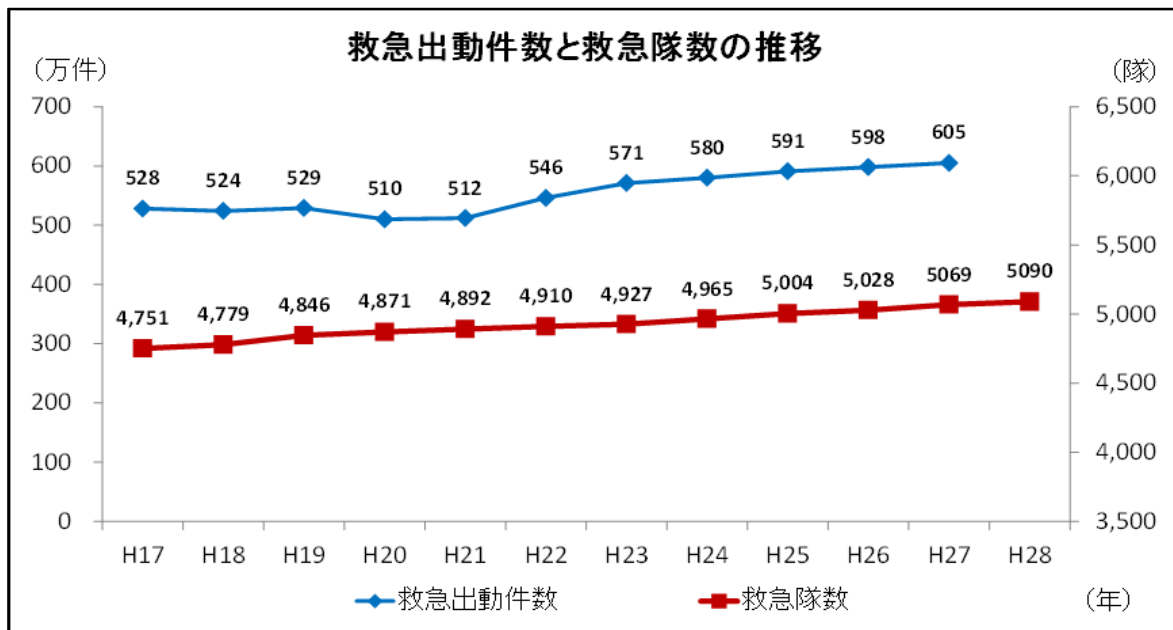


住民のみなさまへ

救急搬送の現状と救急車適正利用について

＜救急搬送の現状＞

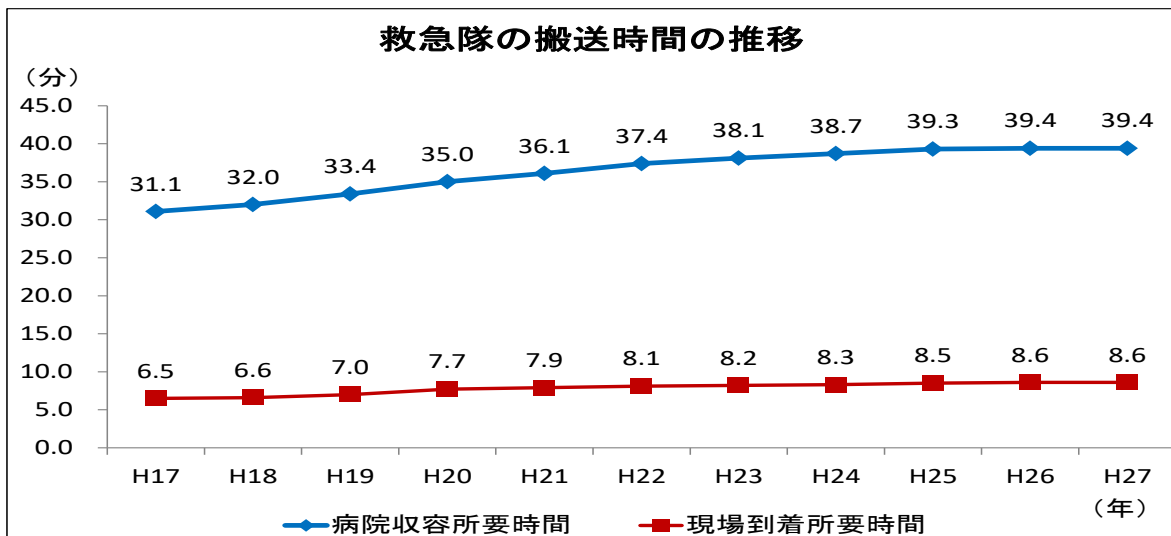
- 救急出動件数は、10 年前と比較して**約 15%増加**しています。
- 救急隊員数も増えていますが、救急隊の増加率が追いついていない状況にあります。



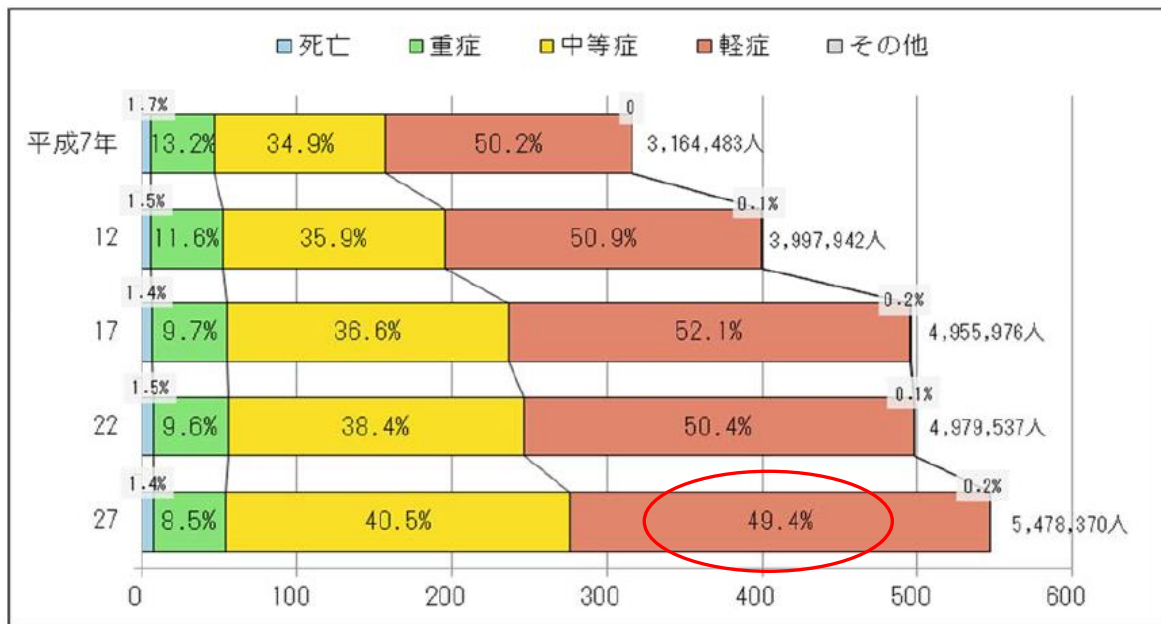
* 令和2年中の救急自動車による救急出動件数は、593 万 3,277 件。

* 令和3年4月1日現在、救急隊は、5,302 隊配備。

- また、救急隊の**搬送時間は延び続けて**います。



■ 救急車で運ばれる方は、20 年間継続しておよそ**半分が「軽症の方」**です。

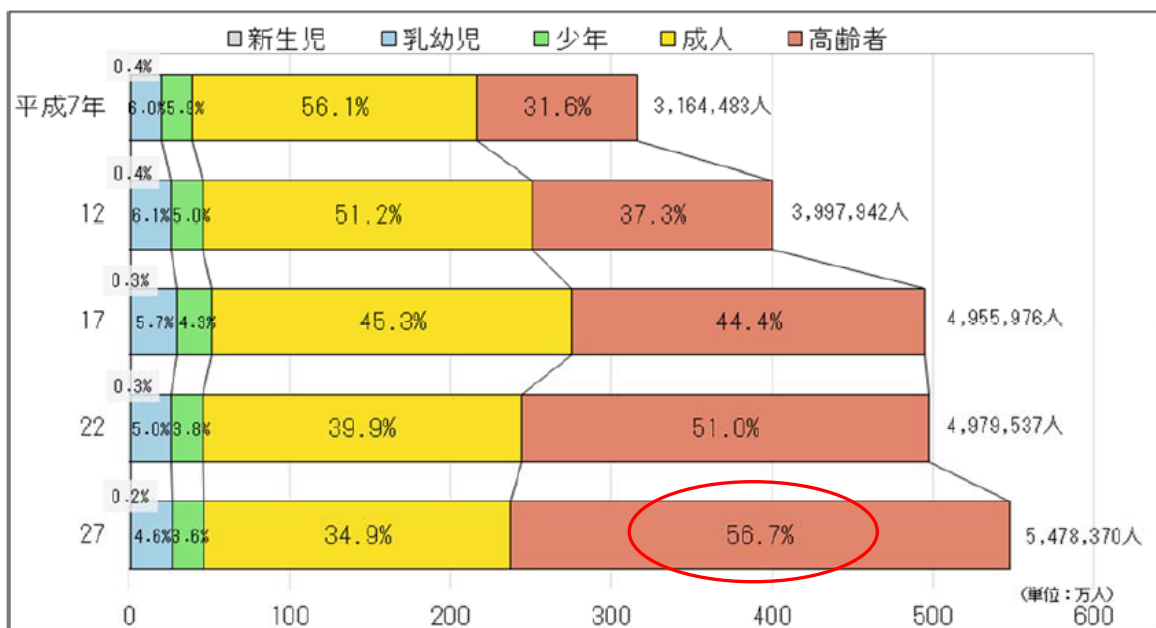


* 令和2年中の救急自動車による搬送人員は、529 万 3,830 人。

* 軽症の割合は、45.6%。

■ 救急車で運ばれる方のうち**「高齢者」**の搬送人数が

10 年前の約 200 万人に比べて、**約300万人**に増加しています。



* 令和2年中の救急自動車による搬送人員のうち、高齢者 3,298,803 人。

* 搬送人員に占める割合は、62.3%。

そもそも救急車の役割とは？

- 救急車の役割は、法律で

「緊急に搬送する必要がある傷病者を搬送すること」

と定められています。

（消防法第2条9項）

- 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入りする場所において生じた事故（以下、この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に順ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

（消防法施行令第42条）

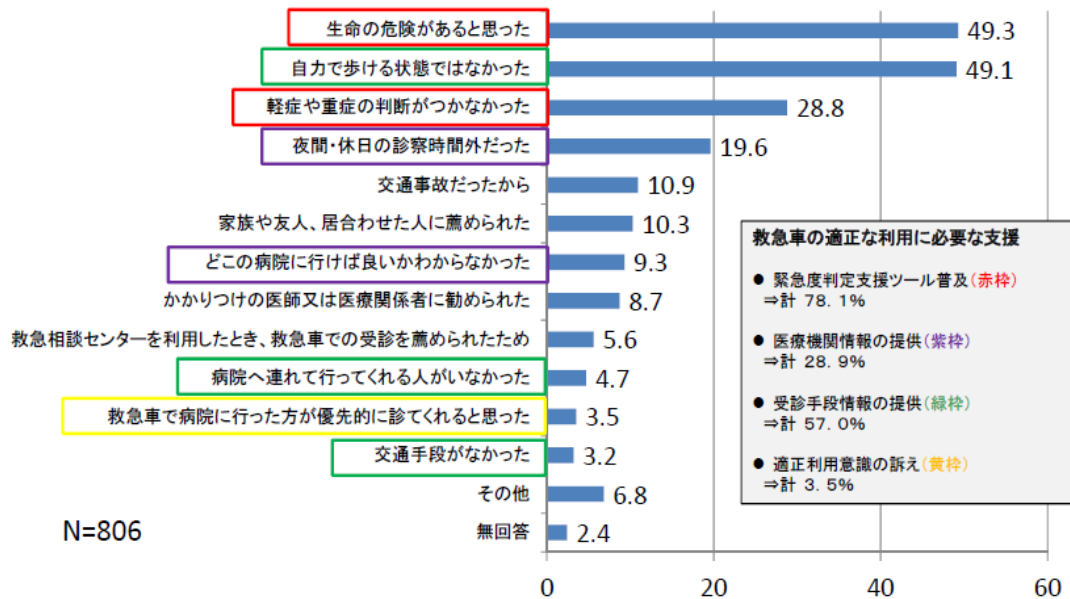
- 法第2条第9項の災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものは、屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病とし、同項の政令で定める場合は、当該事故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。

一般住民アンケートによると・・・

- **2人に1人以上**の方が、救急車を要請した経験があると回答しています。
- そのうち、半分の方が「**判断に迷ったことがある**」と回答しています。
- 要請理由を見ると、

救急要請を回避できた可能性のあるケースが少ない。

救急車の要請理由(複数回答)



ご自身でもできる、緊急度判定

救急受診ガイド

- ご家庭などで緊急度を判定する際に利用できます。
- 消防庁ホームページから PDF ファイルをダウンロードできます。



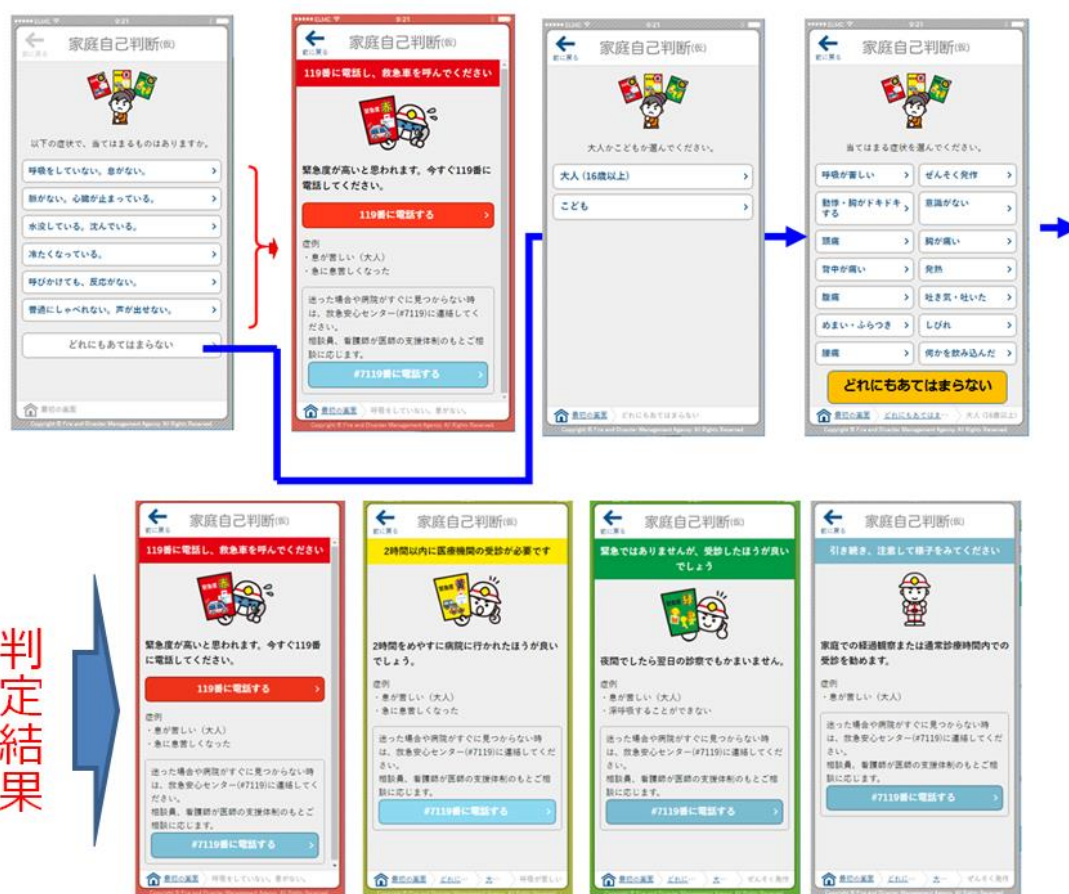
※画像は救急受診ガイド 2014 年版です

全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」)

- 該当する症状及び症候を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応が表示されます。
- Apple ストアや Google Play から無料でダウンロードできます。



・全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」)

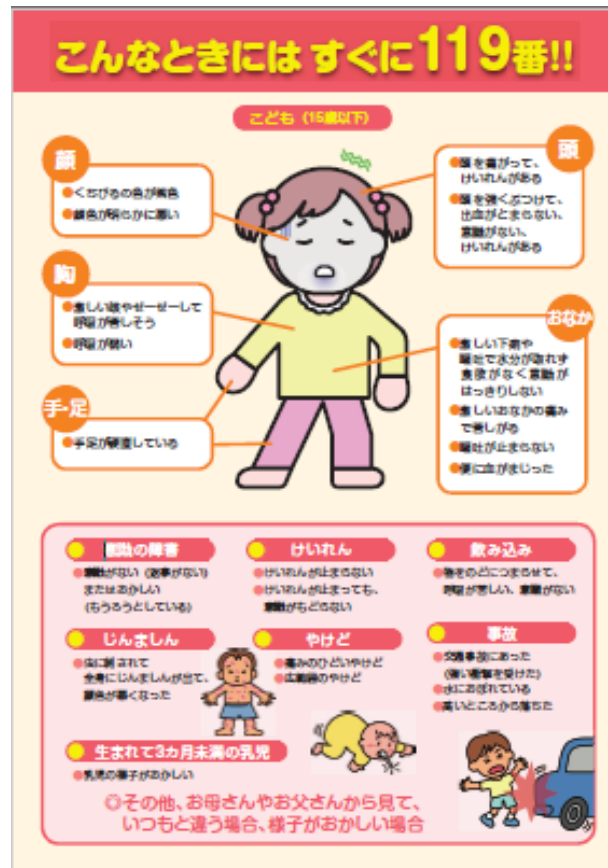


利用にあたっての注意点

- アプリは、Android4.4 以上のスマートフォン・タブレット端末、又は iOS8 以上の iPhone 端末でご利用いただけます。
- アプリをご利用いただくための通信料は、ご利用者の負担となります。
- 消防庁救急企画室は、お客様への事前の通知なし、理由の如何を問わず、アプリの内容、表示、操作方法、その他運営方法の変更、またはアプリの提供を中断、終了することができます。この場合、当室はこれにかかる中断・中止について一切責任を負いません。
- 総務省消防庁の作成したアプリです。(大阪大学医学部附属病院の協力を得て作成しました。(特許第 6347901 号))

救急車利用リーフレット

- 迷わず 119 番通報すべき症状等を対象者別に整理したリーフレットを作成しています。
- 消防庁ホームページから PDF ファイルをダウンロードできます。



・[救急車を上手に使いましょう](#)

重大な病気やけがの可能性あります！

顔

- 顔半分が動きにくい、または、しびれる
- ニッコリ笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくく、うまく話せない
- 見える範囲が狭くなる
- 突然、周りが二重に見える
- 顔色が明らかに悪い

おとな

頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- まよなして立てないくらい急にふらつく

胸や背中

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 胸の中央が締め付けられるような、または圧迫されるような痛みが2～3分続く
- 痛む場所が移動する

手・足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

おなか

- 突然の激しい腹痛
- 激しい腹痛が持続する
- 血を吐く
- 嘔吐に血が混ざる、または、真っ黒い便が出る

意識の障害

- 意識がない(返事がない)またはおかしい(もうろうとしている)
- ぐったりしている

けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどかない

けが・やけど

- 大量の出血を伴うけが
- 広範囲のやけど

吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 物をのどにつまらせて、呼吸が苦しい、意識がない

事故

- 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- おぼれに溺れている
- 高いところから落ちた

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

突然のこんな症状の時にはすぐ119番!!

顔

- 顔半分が動きにくい、しびれる
- 笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくく、見える範囲が狭くなる
- 周りが二重に見える

高齢者

頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 急にふらつき、立ってられない

胸や背中

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 旅行などの後に痛み出した
- 痛む場所が移動する

手・足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

おなか

- 突然の激しい腹痛
- 血を吐く

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

けいれん

- けいれんが止まらない

けが・やけど

- 大量の出血を伴うけが
- 広範囲のやけど

吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 物をのどにつまらせて

事故

- 交通事故や転落、転倒で強い衝撃を受けた

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合◎

高齢者は自覚症状が出にくい場合もありますので注意しましょう。

※迷ったら「かかりつけ医」に相談しましょう！

救急安心センター事業(#7119)の活用

夜間・休日の急な病気やけがなどの際、「**すぐに病院に行った方がよいか**」や「**救急車を呼ぶべきか**」、悩んだりためらわれた時は、救急安心センター事業(#7119)に電話してください！家庭でどのように対処すればよいか判断に迷ったときに、看護師等へ相談ができるものです。

15歳未満のお子さんが急な病気やけがをしたときは、『徳島こども医療電話相談(#8000 または 088-621-2365)』にお電話ください。

【注意】 相談はあくまでも助言であり、電話による診断・治療はできません。

・[徳島救急医療電話相談\(#7119\)について](#)

・[救急安心センター事業\(#7119\)ってナニ？ 総務省消防庁](#)



おわりに

救急車は、みなさんが本当に緊急のときに、医療機関へ搬送するための地域の限られた手段です。

みなさんでもできる、緊急度判定を行っていきましょう！

救急車は
地域の限られた救急資源

